

2020年1月17日 ミズベスクール3

第一部 ミズベリングを知ろう、ミズベリングオリエンテーション

河川空間のオープン化

大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課

1. 河川空間のオープン化について ①

河川空間のオープン化の概要

○ 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定する。(都市・地域再生等利用区域の指定)

※区域の指定は、地元都道府県又は市町村(特別区を含む。)からの要望等を契機として行うことを想定。

○ 占用許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能に。

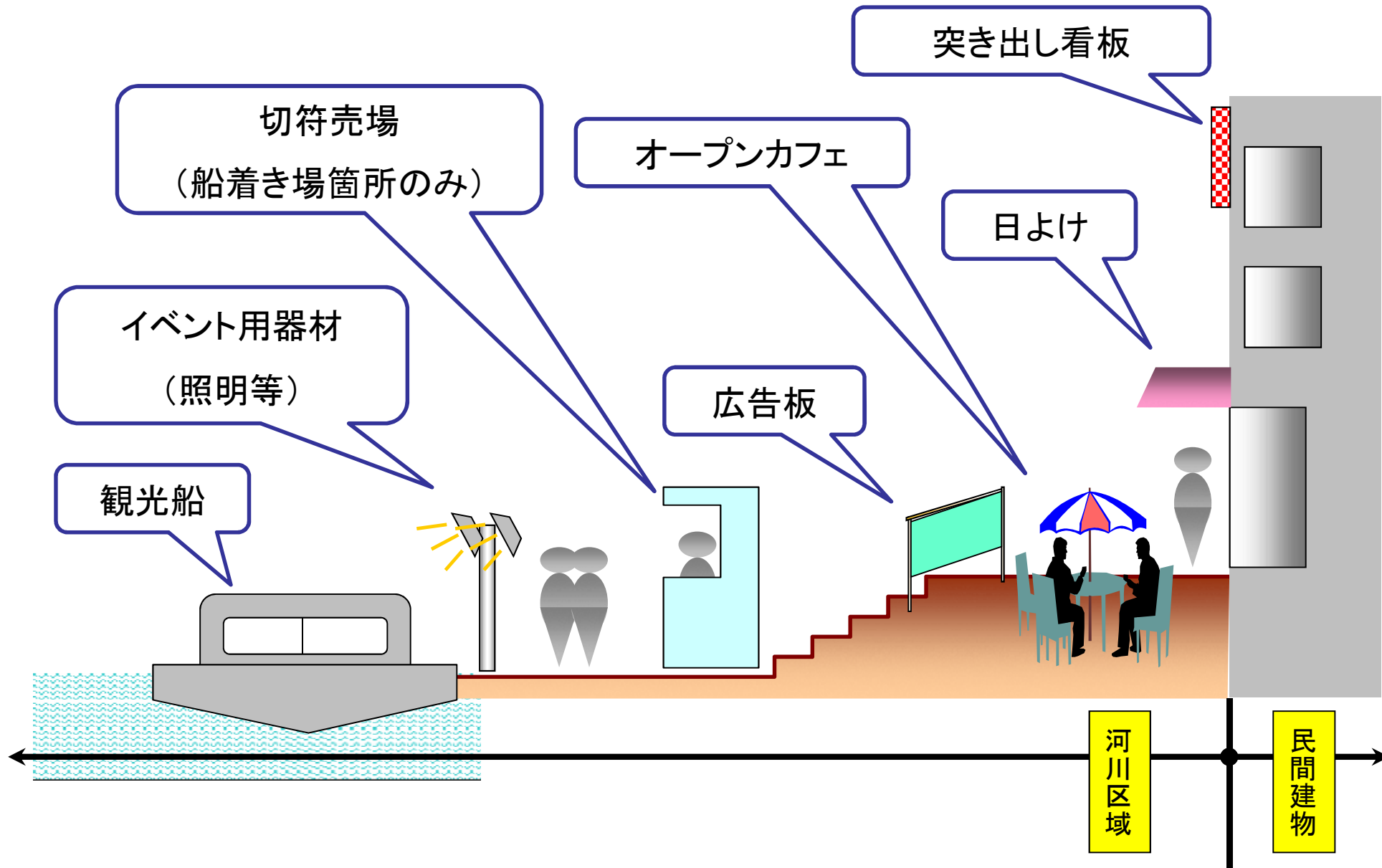
平成30年度末時点 全国68箇所
滋賀県1、大阪府9、大阪市1、兵庫県1



都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能。

1. 河川空間のオープン化について ②

河川空間利用のイメージ



1. 河川空間のオープン化について ③

占用主体の種類と占用の許可期間

- 占用主体は以下の3類型。
- 占用の許可期間は10年以内。

準則第6に掲げる占用主体

- ・ 公共性、公益性を有する主体（公的主体）
- ・ 占用施設を自ら使用するほか、営業活動を行う事業者等に使用させることができる。

営業活動を行う事業者等であって、協議会等において適切であると認められたもの

- ・ 協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

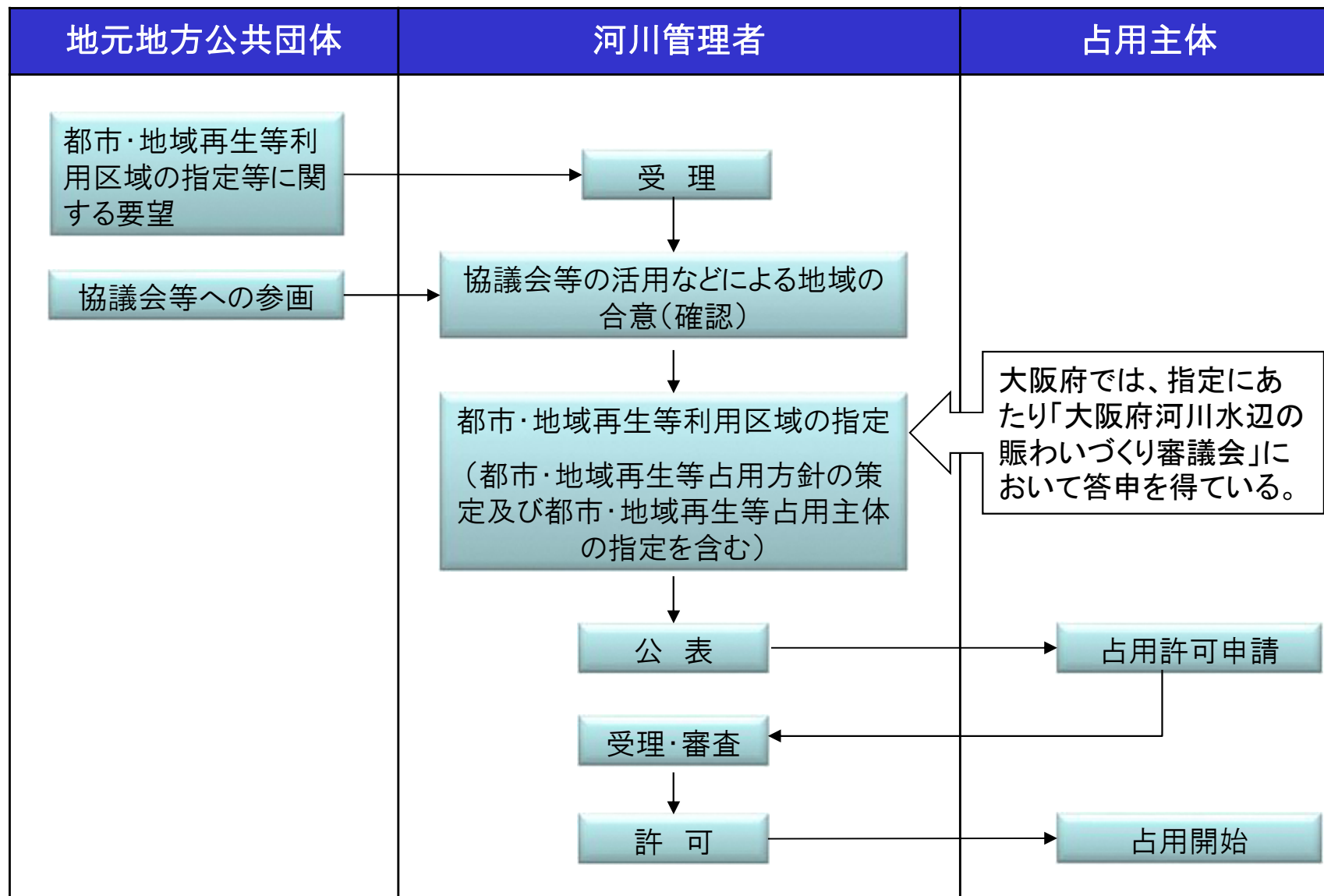
営業活動を行う事業者等

- ・ 占用許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占有許可を行うもの。

※「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、特定非営利活動法人、権利能力なき社団などをいう。

1. 河川空間のオープン化について ④

河川空間のオープン化の手続の流れ



2. 大阪市大正区の尻無川河川広場について ①

事業概要

主体 大阪市大正区（担当：政策推進課）
発端 人口減少に歯止めをかけるため、
水辺空間の活用し、にぎわいを創出



尻無川河川広場の経過

平成26年～ 尻無川河川広場周辺エリア活性化協議会
平成27年 都市・地域再生等利用区域の指定に向けた要望書を府へ提出
(府) 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会
→都市・地域再生等利用区域の指定
社会実験（約4ヵ月）
平成28年 大正区尻無川河川広場エリア活性化プランを策定
事業者公募 →事業者決定
平成31年3月 民間都市再生整備事業計画を国土交通省が認定（ミズベリングの一環）
令和2年1月～ にぎわい創造拠点「TAGBOAT TAISHO」オープン

2. 大阪市大正区の尻無川河川広場について ③

着手前

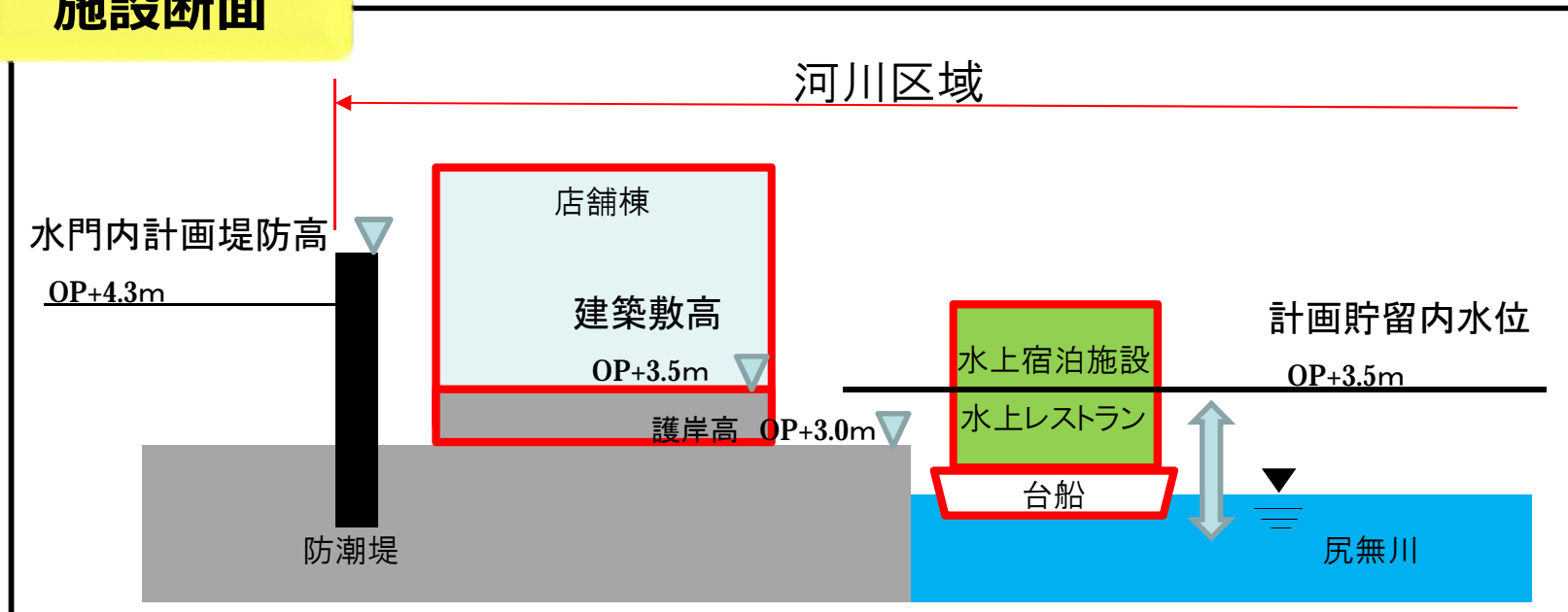


現在（令和2年1月）

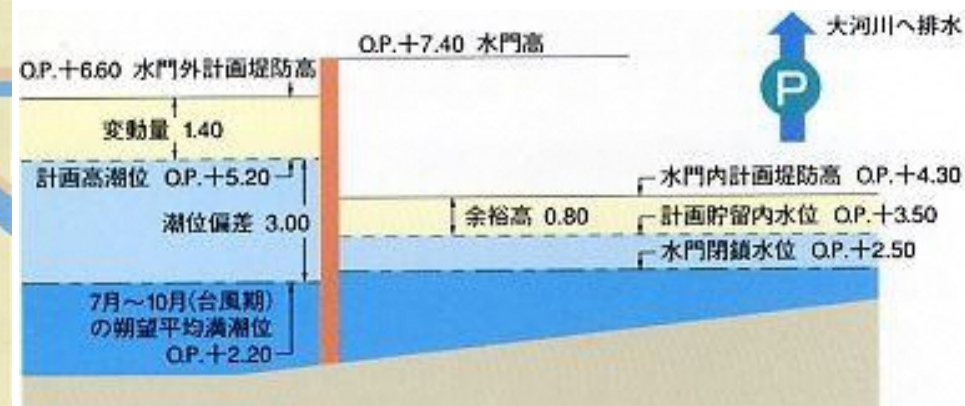


2. 大阪市大正区の尻無川河川広場について ④

施設断面



河川計画



3. 河川空間のオープン化のメリットについて

	メリット
地元市町村	まちの活性化 観光拠点（自然・地域性・魅力など） まちの魅力発信 など
民間事業者	儲ける 安価な河川占用料 地域貢献 など
地域・利用者	周辺地域の活性化 憩いの場 安全な水辺利用 地域特産物の販売、雇用創出、防災意識向上 など
河川管理者	河川環境の向上 河川占用料の収入増、河川維持費の削減 など

大阪府（河川管理者）の取組みの視点

- ①地元市町村（まちづくり）の主体的関与
- ②地域の合意
- ③安全

治水・利水上の支障

災害時の避難・誘導の安全対策マニュアル作成と見直し、防災訓練